第十二条の二第四項	第一項	第二十一条の三第二項	
住民票の写し		戸籍の附票の除票の写し	
第七条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる		第十七条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された	
同項		第二十一条の三第二項	
第十二条の二第五項	同項	第二十一条の三第二項	
第十二条の三第四項第三号	住所	住所その他の当該申出に係る戸籍の附票の除票を特定するために必要な事項	
第十二条の三第四項第四号	第一項	第二十一条の三第三項	
第十二条の三第七項	基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項（第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項を除く。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書	第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のほか同条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された事項の全部又は一部が表示された第二十一条の三第一項に規定する戸籍の附票の除票の写し	
第十二条の三第八項及び第九項	第一項に	第二十一条の三第三項に	

第二十四条中「（市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）」を削る。

第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第三十条までの規定中「第四章の三」を「第四章の四」に改める。

第三十条の六に次の一項を加える。

4　都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

第三十条の七に次の一項を加える。

4　機構は、前項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該機構保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

第三十条の八中「第三十条の六第三項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「」及び「」という。）」を削る。

第三十条の九中「第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「」及び「」という。）」を削り、同条ただし書中「別表第一」を「同表」に改める。

第三十条の九の二第一項中「第二十一条」を「第二十一条第一項又は第二項（番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「前項」の下に「又は第三十条の四十四の二」を加える。

第三十条の十第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

第三十条の十第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第三十条の十二第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

第三十条の十二第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第三十条の十五第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　機構保存本人確認情報を、第三十条の四十二第四項又は第三十条の四十四の十第三項の規定による事務に利用することができる。

第三十条の十七第一項中「この法律」を「この章及び第三十七条第二項」に改める。

第三十条の二十五第二項中「若しくは第四項」を「から第五項まで」に改める。

第三十条の三十六中「規定」の下に「（第三章及び次章を除く。）」を加え、「機構が行う」を削る。

第三十条の三十七第三項中「本人確認情報処理事務」を「この法律の規定により機構が処理することとされている事務」に改める。

第三十条の四十一第二項中「法律の規定」の下に「（次章を除く。）」を加える。

第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る。

第三十条の五十一中「に読み替えるもの」を削り、同条の表第十二条第五項の項中「第十二条第五項」の下に「（第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「第十二条の二第四項」の下に「（第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第十二条の二第四項の項中「第十二条の二第四項」の下に「（第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同表に次のように加える。

第十五条の四第二項	第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号	第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄
第十五条の四第三項	及び第六号から第八号までに掲げる事項	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日

第四章の三を第四章の四とし、第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三　附票本人確認情報の処理及び利用等

（市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等）

第三十条の四十一　市町村長は、戸籍の附票の記載、消除又は第十七条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報（戸籍の附票に記載されている同条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項（戸籍の附票の消除を行つた場合には、当該戸籍の附票に記載されていたこれらの事項）並びに戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2　前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3　第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。